

(案)

那覇市首里公民館・図書館移設物品等運搬業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、那覇市首里公民館・図書館移設物品等運搬業務について次のとおり契約を締結する。（以下「本契約」という。）

（業務の委託）

第1条 甲は那覇市首里公民館・図書館移設物品等運搬業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲が乙に委託する業務の内容は、本契約書及び「那覇市首里公民館・図書館移設物品等運搬業務委託仕様書（業務説明書）」のとおりとする。

3 乙は業務の詳細について甲と打ち合わせを行い、その指示に従うものとする。

（期間）

第2条 本契約の委託期間は契約締結の日から令和8年11月30日までとする。

（委託料）

第3条 本契約の委託料は、金 円（消費税及び地方消費税額含む）とし、甲は乙が第13条第3項に規定した検査において合格した後に、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（本契約にかかる費用負担）

第4条 本契約にかかる必要な経費は乙の負担とする。

（前金払い）

第5条 前金払いは適用しない。

（契約保証金の免除）

第6条 那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定に基づき免除する。

（権利義務の譲渡）

第7条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこのかぎりではない。

（一括再委託等の禁止）

第8条 乙は、本契約に係る業務（以下「本業務」という。）の全部を一括して第三者に委託してはならない。

2 乙は、本業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(遵守義務)

第9条 乙は、本契約書、仕様書（業務説明書）及び那覇市契約規則等その他の関係法令を遵守しなければならない。

2 乙は、この業務において知り得た全ての情報を第三者に漏らし、又は関係書類を閲覧させてはならない。

3 前項の規定は、甲乙間の契約終了後も同様とする。

(作業員の届出)

第10条 乙は、本業務を適正に遂行するため作業員を定め、業務説明書に基づきその氏名を甲に通知するものとし、当該作業員を交代するときも同様とする。

2 甲は、乙が定めた作業員が、著しく不相当と認められるときは、乙にその理由を明示して当該作業員の交替を求めることができるものとする。

(業務内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは本業務の内容を変更し、又は本業務を一時停止することができる。この場合において、委託料又は委託期間に変更があるときは、甲乙協議してこれを定める。

(期間の延長及び遅延損害金)

第12条 乙は委託期間内に本業務を完了することができないと明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して書面により委託期間の延長を求めることができる。この場合延長する日数は、甲乙協議して定める。

2 甲は、乙の責により委託期間内に業務が完了しないときは、遅滞日数に応じ、未済部分の対価に、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として乙から徴収することができるものとする

(監督、完了報告及び検査等)

第13条 甲は、乙の業務履行について随時監督し、必要に応じて指示しなければならない。

2 乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく業務説明書に定める報告等を甲に対し行わなければならない。

3 甲は、前項の報告等を受けたときは、業務説明書に基づく検査を行わなければならない。

4 甲は、前項の検査において合格としないときは、乙に改善等を求めることができる。この場合において、これに要する費用は乙の負担とする。

5 乙は、前項の改善等が完了したときは、第2項の規定に基づく報告等を甲に対して行わなければならない。

(甲の契約解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除できるものとする。

(1) 正当な理由なく、着手時期が過ぎても本業務を開始しないとき。

(2) 本契約の条項に違反したとき。

2 乙は、甲が前項の規定に基づいて契約を解除したときは、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(乙の契約解除権)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除できるものとする。

- (1) 第11条の規定により内容を変更したため、委託料が3分の1以上減少し、又は甲の責による業務の停止期間が履行期間の3分の1以上に達したとき。
 - (2) 甲の契約違反により本業務を完了することができなくなったとき。
- 2 乙は、契約の解除を申し出るときは、30日前に書面により通知しなければならない。

(損害賠償等)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に損害賠償をしなければならない。

- (1) 本業務の実施に関し、甲に損害を与えたとき。
 - (2) 第14条の規定により、本契約が解除され、かつ、甲に損害を与えたとき。
- 2 甲は、甲の責により乙に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

(疑義の解決)

第17条 本契約の履行につき疑義が生じた場合、又は本契約に定めがない事項で必要がある場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自がその1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙